

令和7年度 認定こども園等入園のご案内

■受付期間 【1号】 令和6年9月30日（月）～ 令和6年10月4日（金）
【2号・3号】 令和6年10月7日（月）～ 令和6年11月1日（金）

※年度途中に入園を希望される場合も、上記の受付期間中の申込みが可能です。

※利用調整の関係上、上記の受付期間を過ぎてからの申込みは、入園が難しくなります。

■提出書類について（返却不可）

① 支給認定（現況届）申請書兼利用申込書【対象：1号・2号・3号】

入園を希望されるお子さま1人に対して1枚必要です。

※重複申込みをされた場合は、すべての申込みが無効となりますのでご注意ください。

② 保育を必要とする事由を証明する書類【対象：2号・3号】

保護者（父母）それぞれ必要です。

■支給認定について（2・3号認定）

お子さまの年齢や保護者の就労状況等に応じて、「保育が必要かどうか」を審査・認定し、認定証を交付します。

保護者全員が下記の「保育を必要とする事由」に該当し、関係する証明書等を提出した後、認定します。

【保育を必要とする事由及び証明する書類一覧】

事由	内容及び必要書類
就労	休憩時間を除く月48時間以上就労していること。 ※夜間（認定こども園等の開園時間外）の就労を含む。 ・「就労証明書」（全員） ・「就労状況申告書」（該当者のみ）【就労証明書裏面】 ※「就労状況申告書」を提出する場合は、添付資料が必要。
妊娠・出産	妊娠中、または出産後間もないこと。 ・「保育を必要とする事由申立及び確認書」 ・「母子健康手帳等の写し ※出産予定日（分娩予定日）が分かるページと母の名前がわかる表紙」
疾病・障がい	保護者が疾病にかかる、負傷している、または精神・身体に障がいを有していること。 ・「保育を必要とする事由申立及び確認書」 ・「診断書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳いずれかの写し」
介護・看護	親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護・看護していること。 ・「保育を必要とする事由申立及び確認書」 ・「被介護者の障害者手帳、介護保険被保険者証（要介護1以上）の写し、または診断書」
災害復旧	震災・風水害・火災などの災害の復旧にあたっていること。 ・「保育を必要とする事由申立及び確認書」 ・「り災証明書の写し」
求職活動	求職活動（起業準備含む）を継続的に行っていること。 ※新聞・インターネット等での求人情報の閲覧、知人への紹介依頼等を除く。 ・「求職活動申立書」 ・「求人票、ハローワーク受付表等の写し」（該当者のみ）
就学・職業訓練	学校・専修学校・その他これらに準ずる教育施設に在学していること、 または職業訓練校などにおける職業訓練を受けていること。 ※自動車学校・通信教育・カルチャースクール等を除く。 ・「保育を必要とする事由申立及び確認書」 ・「在学証明書（学生証の写し）または職業訓練を受講していることが分かる書類」
虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること。 書類不要（児童相談所、社会福祉課等の意見書を参考に認定。）
育休特例利用	お子さまが既に在園中であり、保護者が育児休業を取得していること。 ※新規入所の申込は受付不可。 ・「育児休業証明書兼育児休業による保育の継続実施申立書」
その他	上記事由に類する状態として市が認めた場合、事由ごとに添付書類を求める。

【目 次】

1. 利用できる施設について	．．． 2 ページ
2. 入園申込み手続き・利用の流れについて	．．． 3 ページ
3. 支給認定について（2・3号認定）	．．． 4 ページ
4. 申込み内容の変更・退園の手続きについて	．．． 5 ページ
5. 転園の手続きについて	．．． 6 ページ
6. 利用調整（入所選考）について	．．． 7 ページ
7. 保育料（利用者負担額）について	．．． 9 ページ
8. 実費徴収費について	．．． 11 ページ
9. 給食費（副食費）等について	．．． 11 ページ
10. 施設等利用給付認定について（1号認定及び認可外保育施設利用者）	．．． 11 ページ
11. 市外在住の方が丹波市内の施設を入所希望する場合	．．． 12 ページ
12. 丹波市に住所がある方が、市外の施設を希望する場合	．．． 12 ページ
13. その他の子育て支援事業について	．．． 13 ページ
14. 病後児保育施設について	．．． 13 ページ
15. マイナポータル（オンライン申請）について	．．． 13 ページ
16. 認可外保育施設について	．．． 13 ページ

【適正な施設利用について】

2・3号認定は、保護者の就労や家庭状況などに応じて「保育が必要か」を審査し、認定を行います。各認定区分には定員があり、保育教諭の配置状況などにより、認定こども園では、1号認定から2号認定に変更できない場合もあります。

また、就労内容等、申請、記載内容に不正（虚偽）が認められた場合は、認定・利用を取り消すことがありますので、予めご了承ください。

1 利用できる施設について

小学校入学前のお子さまが認定こども園・地域型保育事業所（以下、小規模保育施設）を日常的に利用するときには、希望する施設の種類のに応じて、利用資格の確認となる「支給認定」を受ける必要があります。

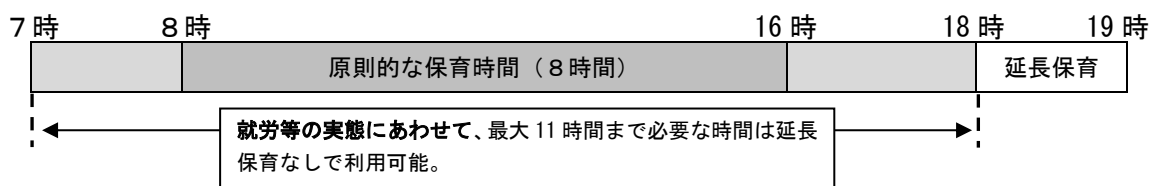
☆ 3つの認定区分

年齢区分	認定区分	施設利用可能時間	利用できる市内の施設
満3歳以上	1号認定	教育標準時間（主に午後2時頃まで）	認定こども園（幼稚園部）
	2号認定	保育標準時間（最長11時間）または保育短時間（8時間）	認定こども園（保育園部）
満3歳未満	3号認定※	保育標準時間（最長11時間）または保育短時間（8時間）	認定こども園（保育園部） 小規模保育施設

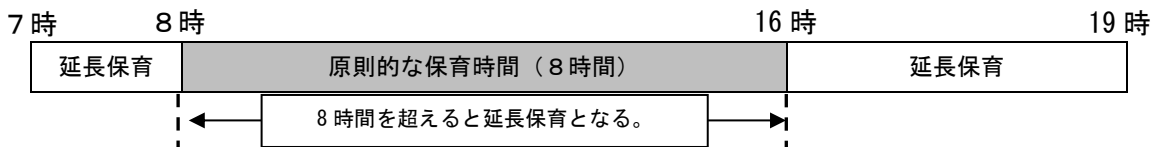
※3号認定の有効期限は、最大で満3歳の誕生日の前々日までです。年度途中で2号認定へ自動更新します。

※保育料無償化の対象となるのは、満3歳になられた後、翌年度の4月からです。

【保育標準時間】



【保育短時間】



※延長保育の開始時間は、各施設によって異なります。上記は利用イメージの一例です。

☆ 市内施設一覧

※利用定員は、令和6年8月時点の人数です。

区分	施設名	利用定員 (全体の定員)	住所	電話番号	利用クラス年齢 (入所可能年齢)
私立	認定こども園ミライズにじ	210	柏原町柏原 4583-1	72-0442	0～5歳児 概ね生後6か月から
	認定こども園ミライズそら	210	柏原町鴨野 316	72-2555	
	認定こども園ふたば	240	氷上町常楽 473-1	82-1010	
	認定こども園いくさと	220	氷上町石生 619-3	82-4380	
	認定こども園ぬめぎ	100	氷上町佐野 530	82-4734	
	認定こども園さちよ	110	氷上町棧敷 386-1	82-7227	
	認定こども園あおがき	145	青垣町沢野 70-1	87-1020	
	認定こども園かすが花の子園	175	春日町黒井 469	74-1159	
	認定こども園かすが森の子園	210	春日町国領 865	75-0055	
	認定こども園みつみ	155	山南町谷川 1124	77-0091	
	認定こども園わだ	130	山南町和田 372-1	76-0224	
	認定こども園いちじまこども園	155	市島町上垣 138-1	85-2330	
	認定こども園あいいくの丘	125	市島町中竹田 3733-6	86-0011	
	リトルわんぱく保育園（小規模保育施設）	12	氷上町市辺字五ノ坪 448-1	80-2731※	0～2歳児 概ね生後10か月から
	リトルナーサリー（小規模保育施設）	6	氷上町市辺 313-1	80-2731※	

※小規模保育施設への電話はディナモ氷上体操クラブにつながりますので、そこから担当にご連絡ください。

2 入園申込み手続き・利用の流れについて

各施設の利用申込み方法・受付期間は、利用を希望する施設・お子さまの認定区分によって異なります。申込みに必要な書類は認定こども園等の施設、丹波市役所各窓口、丹波市ホームページで取得し、第1希望の保育施設に提出してください。

【検索方法：丹波市ホームページ】

トップページ⇒「子育て・教育」項目中「保育所・こども園・幼稚園」



申込み方法について

【当初申込】4月以降の入園については申込みが集中するため、下記のとおり受付を実施します。

1号認定

認定こども園（幼稚園部）

市外の認定こども園を希望される場合は、P.12をご参照ください。

申込受付期間	令和6年9月30日（月）～令和6年10月4日（金）まで		
受付場所	第1希望の施設（認定こども園）にて受付し、 <u>利用決定は施設が実施します。</u>		
入園までの流れ	9月30日～10月4日	①「支給認定（現況届）申請書兼利用申込書」を提出	
	10月中旬ごろ～以降随時	②施設から入所決定通知を送付 ※施設により遅れる場合あり	
		③市から支給認定証を送付	
		④入園説明会を施設で実施	

※第1希望の施設に入園できなかった場合は、保護者ご自身で第2希望の施設へお申込みください。

2号・3号認定

認定こども園（保育園部）・小規模保育施設

申込受付期間	令和6年10月7日（月）～令和6年11月1日（金）まで		
受付場所	原則、第1希望の施設（認定こども園または小規模保育施設）にて受付し、 <u>利用決定は市が実施します。</u> ※申込時点で市内に住所地番が決まっている転入予定者に限り、郵送で受付が可能 この場合、特定記録で受付期間内必着にて丹波市窓口宛に送付（詳しくはP.12を参照）		
入園までの流れ	10月7日～11月1日	①「支給認定（現況届）申請書兼利用申込書」及び必要書類を提出	
	2月中旬ごろ～	②入園が決定した場合は以下の通り ・市から支給認定証、保育施設入所内定通知書を送付 ・施設から入所承諾書を送付 ※内定とならなかった場合は、P.7をご参照ください。	
		③各施設で入園説明会や面談を実施	
	3月中旬ごろ～以降随時	④市から保育料決定通知書を送付	

【随時申込】上記の受付期間に申込みできなかった場合でも、下記のとおり受付を実施します。

1号・2号・3号認定

※当初申込については、期間内に申込があった方のみ利用を調整します。

※当初申込にて「入所保留」となった場合は随時申込と同様に利用を調整します。

申込受付期間	利用希望月の前月10日まで		
受付場所	原則、第1希望の施設（認定こども園または小規模保育施設）にて受付（1号認定は認定こども園のみ）		
入園までの流れ	利用希望月の前月10日まで	①「支給認定（現況届）申請書兼利用申込書」及び必要書類を提出	
	前月中旬	②丹波市で利用調整し、電話連絡 （1号認定は施設が利用を決定し、丹波市が支給認定）	
	前月中旬～下旬以降随時	③各施設で入園説明会や面談を実施	
		④市から保育料決定通知書を送付	

3 支給認定について（2・3号認定）

「保育を必要とする事由」や状況により、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分に分けて認定します。

認定時間を超えた利用は、延長保育となり、別途各施設で設定されている延長料金がかかります。

保育標準時間…施設が定めた11時間のうち、家庭保育が困難な範囲内で利用が可能

保育短時間……施設が定めた8時間のうち、家庭保育が困難な範囲内で利用が可能

事由	保育必要量（利用できる時間）		支給認定の有効期間
	保育標準時間	保育短時間	
就労	月 120 時間以上の就労（休憩時間を除く）	月 48 時間以上 120 時間未満の就労（休憩時間を除く）	子どもの小学校就学前まで
疾病・障がい	申込み内容により認定		■ 証明書内に各事由の期間の定めがない場合 →診断書以外：子どもの小学校就学前まで 診断書：診断日から最大 1 年間 ■ 証明書内に各事由の期間の定めがある場合 →各期間終了日が属する月の末日まで
介護・看護	月 120 時間以上の介護等	月 120 時間未満の介護等	
災害復旧	申込み内容により認定		
虐待・DV	申込み内容により認定		
妊娠・出産	申込み内容により認定		出産予定日の 8 週間前の日が属する月の初日から、出産日から 8 週間が経過する日が属する月の末日まで ※多胎妊娠の場合は、出産予定日の 14 週間前の日が属する月の初日から認定が可能です。
求職活動		保育短時間のみの認定	入園から 90 日が経過する日が属する月の末日まで ※原則として、期間の延長はできません。
就学・職業訓練	月 120 時間以上の就学等	月 120 時間未満の就学等	入学から保護者の卒業予定日、または修了予定日が属する月の末日まで
育休特例利用		保育短時間のみの認定	育児休業にかかる子どもが満 1 歳に達する日が属する月の末日まで（既に入所中の場合のみ可） ※育児休業を 1 年以上取得される場合でも、上記の期間に限ります。

★注意事項

※認定期間に関わらず、認定事由に該当しなくなった場合は、その時点で認定の有効期間が終了します。

※保育の必要性がなくなった場合、各施設または丹波市へ申し出てください。

※「就労」の事由で、「保育標準時間」の認定を受けることが可能な場合でも、通園バスを利用される場合や、同居の祖父母がいる場合等、保護者の選択により「保育短時間」の認定を受けることができます。

※「就労」の事由で、「保育短時間」の利用に該当する方が、施設の設定する短時間枠を超えて施設を利用せざるを得ない場合は、「保育標準時間」の認定を受けることができます。

要件が必要ですので、詳しくは丹波市までお問い合わせください。

※保育時間の設定は各施設によって異なります。利用時間に合わせて保育時間が開始されるものではありませんのでご注意ください。

利用開始日及びならし保育等について

■ 年度途中で復職（就職）予定日が決まっている場合の入園日について

下記のとおり申込むことができます。（就労証明書の提出が必要）

- ・ 復職（就職）予定日が月の 21 日以降の場合 ⇒ 復職（就職）する月の初日から
- ・ 復職（就職）予定日が月の 20 日までの場合 ⇒ 復職（就職）する月の前月初日から

（例）■ 5 月 1 日復職（または就職予定）の場合
→ 4 月入所の申込みが可能です。

■ 5 月 21 日復職（または就職予定）の場合
→ 5 月入所の申込みが可能です。（4 月の申込みはできません。）

■ 入園当初の保育時間（ならし保育）について

入園当初から慣れない環境で 1 日を過ごすことは、お子さまにとって大変な負担になります。

ゆっくりと慣れていただくため、入園後、1 週間程度（お子さまの年齢・状態や各施設の方針により異なります）のならし保育（短時間の保育）を実施する場合があります。

保育料はその期間も通常どおりかかりますので、予めご了承ください。

実施期間等の詳細については、各施設へお問い合わせください。

4 申込み内容の変更・退園の手続きについて

申込み内容の変更や退園するときは、手続きが必要です。

保護者本人や世帯員等に変更が生じた場合も、必ず手続きを行ってください。

【変更手続きの期日】

手続き内容	締切	手続き場所
支給認定や利用申込の内容を変更するとき 住所・世帯員・保育必要量・保育を必要とする事由など	変更希望月の前月 10 日まで	原則、在園されている施設に提出ください。
退園するとき	退園予定月の 20 日まで	

【変更手続きの必要書類】 ※変更日は各月の初日とし、月途中からの変更はできません。

手続き内容	必要書類
世帯員や住所に変更があったとき	・ 支給認定変更申請書 ・ <u>支給認定証</u> → 紛失した場合は、申請書裏面の誓約書を記入
就労先や保育を必要とする事由を変更するとき 保育必要量の変更をするとき （例）事由「就労」⇒事由「求職活動」 保育標準時間⇒保育短時間	・ 支給認定変更申請書 ・ 変更後の保育を必要とする事由を証明する書類 ・ <u>支給認定証</u> → 紛失した場合は、申請書裏面の誓約書を記入

【退園・転園手続きの必要書類】 ※退園日は各月の末日付とし、退園月の保育料も 1 か月分かかります。

手続き内容	必要書類
退園や利用申込の取り下げをするとき ※市外へ転出する場合を含む。	・ 利用申込変更届 ・ 支給認定証（既に発行してる場合のみ） → 紛失した場合は、申請書裏面の誓約書を記入
転園するとき ※この場合の転園とは、現在在籍している施設に枠を確保したまま、他の施設を希望する場合を指します。	・ 転園申請書 （転園決定後は、転園前の施設へ退園手続きを行ってください。）

5 転園の手続きについて

既にお子さまが認定こども園等に在園しており、転居等の理由で別の施設への転園を希望される場合、下記のどちらか2種類の方法から選択いただき、転園が可能です。

メリットやデメリットをご理解の上、手続きください。

詳しくは丹波市までお問い合わせください。

【パターン1】 現在、在園している施設の枠を確保したまま、他の施設を希望する		記入方法等 A 園に在園したまま、 B 園へ転園を希望する
提出書類	①支給認定（現況届）申請書兼利用申込書 ② <u>保育所等転園申込書</u> ※2・3号のみ「保育を必要とする事由を証明する書類」が必要。	①にはA 園を記入する ②にはB 園を記入する
提出先	現在、在園している施設（転園前の施設）	A 園へ提出する
メリット	現在、在園している施設の枠を確保したまま、他の施設を希望することができます。 転園ができない場合でも、 <u>A施設</u> には在園となります。 現在、在園している施設に引き続き通園できます。	○転園が決定した場合は B 園へ入園できます ○転園できない場合は A 園に通園します
デメリット	新規の申込者を調整した後、希望する施設に空きがなければ、 <u>転園できません</u> 。	A 園に通園となります

【パターン2】 現在、在園している施設の枠を確保せず、他の施設を希望する		記入方法等 A 園に在園せず、 B 園へ転園を希望する
提出書類	① 支給認定（現況届）申請書兼利用申込書 ※2・3号のみ、「保育を必要とする事由を証明する書類」が必要。	①にはB 園を記入する
提出先	第1希望の施設（転園先の施設）	B 園へ提出する
メリット	第1希望の施設（例）B 園 ①クラス定員 — ②令和6年度に在園し、 令和7年度のクラスで 利用を継続するお子さま = ③新規受入可能人数 (①—②) ③に対し、「新規の申込者」として調整を行います。 【パターン1】より優先的に調整することになります。	
デメリット	[第1希望の施設に入れなかったとき] 第2希望を現在、在園している施設として記入しても施設の枠を確保していないため、 <u>どの施設にも入園できない可能性があります</u> 。 → <u>入園待ちとなります</u> 。	A 園にもB 園にも 入園できません

6 利用調整（入所選考）について

受入可能人数を超える入園の申込みがあった場合は、利用調整（入所選考）を行います。

■ 1号認定（認定こども園 幼稚園部）

施設が定める公正な基準に基づき、各施設が入所選考します。

■ 2号・3号認定（認定こども園 保育園部・小規模保育施設） 先着順や抽選ではありません。

市が定める「利用調整基準表」（P. 8 ページ）に基づき、第1希望の施設ごとに点数化し、合計点数の高い順に市が入所の内定を行います。

また、合計点数が同点で決まらない場合には、優先度判断基準に基づき入所選考を行います。

なお、希望施設に受入れの余裕がない場合など、申込みされても希望する施設が利用できないことがありますので予めご了承ください。

合計点数 = 父 ①基礎点数 + 母 ①基礎点数 + ②優先事由（加算・減算）
保育を必要とする事由に基づき点数化 世帯の状況に基づき点数化

次の入所選考過程のとおり利用調整を行います。

- 1 ①基礎点数と②優先事由の合計点数が高い順に入所選考する。
- 2 過程1で決まらない場合は、優先度判断基準により入所選考する。
- 3 空きがある場合には、他市町村の児童（転入予定者以外）の入所選考を行う。

【留意事項】

- 1) 次年度一斉申込期間中（令和6年10月7日～11月1日）に申し込まれた方（年度途中入所希望者を含む）から入所選考を実施します。
- 2) 入所選考は、申込受付締切日時点の状況（提出書類）で行います。不足書類や記入漏れのないようにご注意ください。書類を提出された後、申込受付締切日までに内容（保育を必要とする事由や提出書類）が変更となる場合には、入所選考にも影響があるため、再度、変更後の書類を申込受付締切日まで提出ください。

■ 内定とならなかった場合

○入所保留となり、市より「認定こども園等入所保留通知書」を送付します。通知書は入所希望月から令和8年3月31日まで有効となり、下記の発送日に一度のみ送付します。それ以降は、入園可能となるまで、原則通知書を送付しませんのでお手元に届きましたら、大切に保管ください。

入所保留通知書の送付予定日

申込み受付期間	送付予定日
令和6年10月7日～11月1日の期間に申込みの方	令和7年2月中旬以降
令和6年11月2日以降に申込みの方	利用希望月の前月10日以降 ※入所の可否に関わらず電話連絡によりお知らせします。

○内定とならなかった場合は、利用希望月以降も毎月入所選考を行います。

申請は令和8年3月入園まで有効となりますので、再度申請いただく必要はありません。

ただし、申込み内容に変更が生じた場合には、速やかに変更後の関係する証明書等を提出いただく必要があるため、丹波市までお問い合わせください。

○利用希望月以降の入所選考を希望しない場合は、申込みの取り下げ手続きが必要です。

○年度途中に入園が内定せず、翌年度の入園を希望される場合は、改めて翌年度用に申込み手続き（毎年10月頃）を行う必要があります。

丹波市 認定こども園及び地域型保育などにおける調整のための基準(令和6年4月1日入所以降適用)

保育所名

園児名

生年月日

①基礎点数

番号	類型	細 目	適 用	父	母			
1	就 労	外勤 (自営業、農業含む)	月150時間以上(例:週5日以上かつ1日7.5時間以上)就労している。	40	0	40		
			月140時間以上(例:週5日以上かつ1日7時間以上)就労している。	36	0	36		
			月120時間以上(例:週5日以上かつ1日6時間以上)就労している。	32	0	32		
			月100時間以上(例:週5日以上かつ1日5時間以上)就労している。	28	0	28		
			月80時間以上(例:週4日以上かつ1日5時間以上)就労している。	24	0	24		
			月60時間以上(例:週4日以上かつ1日4時間以上)就労している。	20	0	20		
		内職	月48時間以上(例:週3日以上かつ1日4時間以上)就労している。	16	0	16		
			月120時間以上従事している	24	0	24		
			月100時間119時間未満従事している	20	0	20		
			月80時間以上99時間未満従事している	16	0	16		
			月60時間以上79時間未満従事している	12	0	12		
			月48時間以上59時間未満従事している	8	0	8		
		共通	就労していることが確認できるがやむを得ず明確な就労時間の記載ができない場合		8	0	8	
		2	妊娠・出産	切迫早産等で要安静と診断されたもの			0	40
出産予定日から8週前の日の属する月始めから、出産日から8週を経過する日の翌日の属する月末まで				32	0			
3	疾病・障害	疾病入院	おおむね1ヶ月以上の入院	40	0	40		
			疾病のためおおむね1ヶ月以上常時臥床	40	0	40		
		居宅療養	長期療養	医師が長期加療(安静)を要すると診断したもの	32	0	32	
			一般療養	医師がおおむね1ヶ月以上加療(安静)を要すると診断したもの	24	0	24	
			その他	疾病は比較的軽症であるが、定期的通院等を要するもの	16	0	16	
			1. 2級・療育A・重	40	0	40		
		障害	3級・療育B・中	24	0	24		
			4級以下・軽	16	0	16		
			4	介護・看護	おおむね1ヶ月以上親族の入院付添にあっているもの		40	0
		通院の付き添いに週平均3回以上あたっているもの		16	0	16		
身体障害者、常時寝たきり状態、要介護5・4の同居・別居親族の介護・看護にあたるもの		36	0	36				
上記以外の親族の介護・看護にあたるもの		12	0	12				
5	災害復旧	家庭の災害 災害、風水害等で家屋が失われ復旧にあたる場合(全壊or半壊)		40	0	40		
6	求職活動	既に求職活動を開始していることが確認できるもの		8	0	8		
既に求職活動を開始していることが確認できないもの及び入所後就労先を探すもの		3	0	3	0			
7	就学・職業訓練	「1 就労 外勤」に準ずる。(該当がない場合は3点とする)			0	0		
8	虐待・DV	市長が特に保育が必要な状態にあると認める場合※		—	0	—		
9	育休特例	育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合		28	0	28		
10	その他	上記以外で特別な事情のある場合 市長が必要と認めるもの※		—	0	—		
「※」については、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。				0	—	0		
②優先事由								
加算	1	ひとり親の家庭等		80	—	0		
	2	死亡、離別、離婚調停中(別居)、行方不明、拘禁など		15	—	0		
	3	生活保護世帯で、就労することが内定している場合		20	—	0		
	4	虐待やDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な場合		40	—	0		
	5	申請児童が特別に支援を有する場合		6	—	0		
	6	育児休業終了と同時に利用を希望している場合		12	—	0		
	7	居住地が連携小学校区内にある3・4・5歳児		20	—	0		
	8	異なる施設を利用しているきょうだいが同じ施設の利用を希望している場合		5	—	0		
	9	兄弟姉妹が既に保育所等を利用している場合		20	—	0		
	10	兄弟姉妹(多胎児を含む)が同時に保育所等の新規利用を希望する場合		10	—	0		
	11	小規模保育事業の卒業児童である場合		20	—	0		
	12	保護者のいずれかが保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師等として保育施設で勤務または勤務予定である ※1		70	—	0		
	13	その他、保育の必要性が高いと市長が認める場合 ※2		—	—	0		
減算	1	育児休業の延長も許容している場合		-50	—	0		
	2	同居の祖父母(65歳未満)が就労していないことなどから、家庭で保育することができる場合		-12	—	0		
	3	家庭に保育園・認定こども園に入所していない就学前の児童がいる(母が「出産」の事由である場合、出生した子は含まない)		-12	—	0		
	4	居住地が提供区域(旧町)外である		-10	—	0		
	5	就労証明の証明者が親族である場合又は自営業、内職、農業等で就労状況申告書に確認書類が添付できない場合(1週間のスケジュールを添付する場合)		-5	—	0		
				0	—	0		
※1 市内、市外の施設を問わず保育施設で勤務しており受入状況に直接影響を与える職員に限る。								
※2 当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。								
				合計	—	0		
選考過程								
1	①基礎点数と②優先事由の合計点数が高い順に選考する。							
2	選考過程1で決まらない場合は、優先度判断基準により選考する。							
3	選考過程1、2における選考で空きがある場合には、他市町村の児童(転入予定者以外)の選考を行う							
優先度判断基準								
1	基礎点数の高い順。							
2	居住地が連携小学校区内である方を優先する。							
3	居住地が提供区域(旧町)内である方を優先する。							
4	入所希望月の早い方を優先する。							
5	同点数で他に希望する園で空きがある場合と、他に希望する園で空きがない場合では、後者を優先する。							
6	社会的・経済的状況							
※点数は第1希望の園により算定する								

7 保育料（利用者負担額）について

【3～5歳児クラス】

小学校就学前の3年間は、保育料（利用者負担額）が無償です。無償化の対象となるのは満3歳になられた後、翌年度の4月からとなります。満3歳のお誕生日から無償ではありませんのでご注意ください。

満3歳になられた後、4月以降自動的に無償となります。

なお、在園児が他の子育て支援施設（ファミリーサポートセンターや通っていない施設の一時預かり事業など）を利用した場合や在園の延長保育を利用した場合は、無償化の対象外となります。

【0～2歳児クラス】

保護者（父母）の市町村民税所得割額の合計額に応じて保育料を決定します。第3子以降のお子さまで要件を満たせば無料となる場合があります。毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

※父母の収入のみで生計が成り立っていないと認められる場合は、児童と同番地（別世帯を含む）に65歳未満の祖父母がいる場合に限り、祖父母1名を家計の主宰者と認定し、市町村民税所得割額を合算する場合があります。生計が成り立っていないと認められる場合とは、父母の年間収入が合計103万円未満の場合です。

※市町村民税の所得割額は、調整控除と税額調整措置以外の税額控除適用前（寄付金控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除等）となりますので、住宅ローン等がある場合はご注意ください。

※丹波市内の認可保育施設であれば、保育料はどの施設に入所しても同じ料金です。

【保育料の算定切り替え時期】

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
令和6年度（令和5年1月～12月分収入）					令和7年度（令和6年1月～12月分収入）						
の市町村民税所得割額					の市町村民税所得割額						

保育料（利用者負担額）の軽減制度について（3号認定のみ）

✿ 多子軽減制度

きょうだいの状況により市が算定しますので、手続きの必要はありません。

ただし、同一世帯（扶養義務者が同じ）で就学前のきょうだいが出記の施設に在園している場合、必ず保護者よりお申し出ください。

支給認定（現況届）申請書兼利用申込書の表面にある世帯員（会社名または学校名等）欄に、きょうだいが在園している施設名称を必ず記入ください。

【申し出が必要な入所施設】

幼稚園（新制度に移行していない）・企業主導型保育施設・特別支援学校幼稚部・知的障害児通園施設・難聴幼児通園施設・肢体不自由児施設通園部・児童心理治療施設通所部に入所（園）・児童発達支援

✿ ひとり親等世帯の保育料軽減制度

2・3階層と4階層のうち所得割額が77,101円未満の世帯を対象として書類の提出がある場合に限り、ひとり親等の軽減適用を行います。

ただし、審査の結果、要件に満たないと判断した場合にはひとり親等の軽減適用ができませんので、ご注意ください。

【提出資料】

■ ひとり親家庭の方

- ① 家計の主宰者としての調査台帳（該当者には別途通知します。）
- ② 原則、直近3か月分の給与明細（場合によっては、直近3か月分より前の給与明細を提出いただく場合があります。）
※雇用主が給与明細書を発行していない場合は、給与が振り込まれた通帳の該当ページ（写）に雇用主からの振込みである旨を明記して提出ください。
- ③ 児童扶養手当受給者証の写し（受給されている方のみ）

■ 障がい者（児）のいる世帯

- ① 保育料軽減適用書類添付台帳
- ② 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳・特別児童扶養手当・障害基礎年金証書 いずれかの写し

☆ 疾病・傷病で欠席した場合の減免制度

疾病・傷病で1か月間の保育日数（土曜日を含む、日曜祝日以外の日）のうち2/3以上休んだ場合、保育料が減免の対象となります。

【提出資料】

- ① 減免申請書
- ② 入院期間中の領収書や退院証明書、診断書等

医師の診断書等が無く保護者の判断で園をお休みされた場合は、減免対象外として保育料は全額お支払いいただきますので、予めご了承ください。

（参考）令和6年度丹波市認定こども園・小規模保育施設の保育料（利用者負担額）一覧

- 1号・2号認定（3歳児以上）の子どもは、無償化の対象です。（年齢区分は毎年度4月1日現在です）

※園毎に定められた給食費が別途かかりますので、金額等は園にお問合わせ下さい。

- 3号認定（3歳児未満）の子ども 下段（ ）は第2子の保育料を表示。

階層区分	階層の定義	保育料（月額）			
		保育標準時間		保育短時間	
		ひとり親等世帯		ひとり親等世帯	
第1階層	生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)
第3階層	48,600円未満	13,600円 (6,800円)	4,000円 (0円)	8,700円 (4,350円)	2,600円 (0円)
第4階層	48,600円以上 77,101円未満	21,000円 (10,500円)	6,300円 (0円)	15,300円 (7,650円)	4,600円 (0円)
	77,101円以上 97,000円未満	21,000円 (10,500円)		15,300円 (7,650円)	
第5階層	97,000円以上 169,000円未満	33,400円 (16,700円)		27,300円 (13,650円)	
第6階層	169,000円以上 235,000円未満	48,800円 (24,400円)		39,900円 (19,950円)	
第7階層	235,000円以上 301,000円未満	52,000円 (26,000円)		47,300円 (23,650円)	
第8階層	301,000円以上 397,000円未満	72,000円 (36,000円)		65,500円 (32,750円)	
第9階層	397,000円以上	79,000円 (39,500円)		71,800円 (35,900円)	

- 多子軽減制度は下記の場合です。

第2・第3階層と、第4階層のうち市町村民税の所得割額57,700円未満世帯のみ

18歳未満の兄、姉を第1子として数え、保育料を算定します。 ※第2階層は無料

第2子の保育料	本来の保育料×1/2（10円未満切捨て）
第3子以降の保育料	無料

※制度改正により変更になる場合があります。

丹波市では国が定める保育料（利用者負担額）より、概ね3割を軽減しています。

8 実費徴収費について

施設では、一定の要件のもとで、市が定める保育料の他に、必要経費（教材費やバス代など）を実費徴収します。各施設のルールに従い、納期限に遅れないように納入ください。

実際の実費徴収額は、施設のお知らせ等によりご確認ください。

9 給食費（副食費）等について

○3号認定のお子さまは、保育料の中に主食費（米代）と副食費（おかず代）が含まれていますので給食費の負担はありません。

○1号・2号認定のお子さまは、主食費（米代）と副食費（おかず代）どちらも保護者の実費負担となります。

○以下の要件①②に当てはまる1号・2号認定のお子さまは、副食費（おかず代）が免除されます。

市から免除対象者には通知しますので、免除申請等の手続きは不要です。

①年収 360 万円未満相当世帯のお子さま

【2号認定】 市町村民税の所得割額が 57,700 円未満世帯のお子さま（ひとり親等世帯は 77,101 円未満）

【1号認定】 市町村民税の所得割額が 77,101 円未満世帯のお子さま

※保育料と同様、P.9に記載の「保育料の算定切り替え時期」に基づき所得割額を算定します。

②第3子以降のお子さま

【2号認定】 0歳児から小学生未満でょうだいが2人以上いる（本人を除く）

【1号認定】 3歳児から小学3年生以下でょうだいが2人以上いる（本人を除く）

保育料及び給食費（副食費）の決定に必要な課税情報の照会について

保護者（父母のいずれかでも）が令和6年1月1日または令和7年1月1日時点の住所が市外の方は、算定に必要な課税情報を関係機関へ取得照会を行います。取得できなかった方については、該当年度の「課税証明書」について提出を依頼する場合があります。

※算定に必要な課税情報とは、父母それぞれの収入や市町村民税の所得割額等の情報になります。

10 施設等利用給付認定について（1号認定及び認可外保育施設利用者）

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化を実施しています。

保育の必要性に係る認定を希望される方は、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」及び「保育を必要とする事由を証明する書類」（様式は各施設にあります）を利用希望月の前月10日までに各施設、丹波市へ提出ください。

※無償化には上限額があります。利用施設により上限額が異なるため、ご注意ください。

※対象となるのは、指導監督基準を満たしており、市町村の確認を受けている保育施設のみです。

認定こども園（1号認定の場合）

7時から8時まで又は14時以降に預かり保育事業を利用している場合に、市が就労等の保育の必要性の認定をした方のみ無償化の対象となります。

1日当たり450円（上限）、1か月当たり11,300円（上限）

認可外保育施設等（認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育施設・ファミリーサポートの場合）

認定こども園等に入園せず、上記の施設を利用している場合に、市が就労等の保育の必要性の認定をした方のみ利用料が無償化の対象となります。

〔3歳児～5歳児〕1か月当たり37,000円（上限）

〔0歳児～2歳児の市町村民税非課税世帯〕1か月当たり42,000円（上限）

11 市外在住の方が丹波市内の施設を入所希望する場合

■ 住所を変更して丹波市へ転入される予定の場合

必ず利用希望月の初日までに転入してください。転入されない場合、内定を取り消す場合があります。

○申請書類に転入予定の住所が番地まで記入できる方

在住地の市町村を介さず、転入前でも直接丹波市へ申込むことができます。

また、丹波市内在住者と同様の扱いとして入所選考を行います。

○申請書類に転入予定の住所が番地まで記入できない方

転入前に直接丹波市へ申込みすることはできませんので、在住地の市町村窓口（※）で申込みください。

丹波市に転入時には再度丹波市で申込みが、転出時には申込み市町村での取り下げ手続きが必要です。

この場合、市外申込者としての取扱いとなりますのでご了承ください。

■ 住所は変更せずに申込みを希望する場合

直接の申込みは、受け付けておりませんので、在住地の市町村窓口（※）にて申込みください。

在住地の市町村から丹波市へ入所選考依頼があり、丹波市で調整した後、入所結果を在住地の市町村へ回答します。保護者への連絡は、原則在住地の市町村から文書等により連絡があります。

なお、入所選考では丹波市在住者を優先して行いますので予めご了承ください。

※在住地の市町村窓口（丹波市窓口以外）で申し込みを行う場合は、余裕を持ってお申込みください。

申請書類は受付期間内に丹波市必着でお願いします。

12 丹波市に住所がある方が、市外の施設を希望する場合

■ 市外の幼稚園（新制度に移行していない）を利用する場合

丹波市への利用申込手続きは必要ありません。直接希望する市外の幼稚園へ申し込んでください。

ただし、施設等利用給付認定を受けるには事前に丹波市へ申請が必要です。

（施設等利用給付については、P.11 をご参照ください。）

■ 市外の幼稚園（新制度に移行している）・認定こども園（1号認定）を利用する場合

丹波市の様式「支給認定（現況届）申請書兼利用申込書」にて直接希望する施設へ申し込んでください。

内定後は、在学証明書または丹波市の様式「支給認定（現況届）申請書兼利用申込書」の裏面に施設の証明を受けていただき、保護者より丹波市へ提出ください。

後日、丹波市から支給認定証を送付します。

■ 市外の保育所（園）・認定こども園（2号・3号認定）を利用する場合

希望施設がある市町村へ、申込受付締切日や申請に必要な書類等を事前にお問い合わせください。

申込み受付期間	市町村により異なります。 <u>各市町村の申請期限をお調べの上、2週間前には申込みください。</u>
申込み場所	丹波市へご提出ください。 ※手続きに必要な書類は、原則丹波市の様式を使用してください。 ただし、市町村によっては申請先の市町村の様式で提出する必要がある場合や、世帯の状況に応じて、入所選考に必要な書類の提出を求められる場合がありますので事前に申請先の市町村窓口へお問い合わせの上、申請してください。
入園までの流れ	①申込書と必要書類を提出 ②「保育を必要とする事由」に該当するか審査した後、市町村へ委託を協議 ③市町村から丹波市へ入所の可否の回答 ④丹波市から可否結果を保護者へ通知

13 その他の子育て支援事業について

■ 一時預かりについて

普段家庭で保育をしている方が、冠婚葬祭、通院、リフレッシュ等により、一時的に保育ができない場合にお子さまを預かる事業です。

※施設の状況によって、受け入れできない場合もありますので、ご了承ください。

・対象児童

おおむね生後6か月～就学前の児童

・実施施設

認定こども園・小規模保育施設・託児室Tプラス（市民プラザ内）

・保育時間・利用料

各施設により異なりますので、直接施設へお問い合わせください。

・低所得の世帯の方は、利用料が無償の対象になる場合があります。

詳しくは、P.11 をご参照ください。

一時預かりの場合「支給認定」を受ける必要はありません。
利用を希望される場合は、直接施設へお申し込みください。



丹波市子育て支援
ポータルサイト



- その他、様々な団体で、子育て支援事業を実施されています。
詳しくは外部サイト「むぎゅっと！はぐすたー」（丹波市の子育て情報を掲載）のホームページ（ <https://tamba-kosodate.com/> ） をご参照ください。

14 病後児保育施設について

- 日常かかりやすい病気や怪我等が治りかけている病後児を専用保育室で一時的に預かる

「病後児保育Tプラス」があります。TEL:080-2026-7251

事前に利用登録しておく、いざという時に便利です。

詳しくは直接施設へお問い合わせいただくか、下記サイトよりご確認ください。

（ <https://www.t-plus-support.com/%E7%97%85%E5%BE%8C%E5%85%90%E4%BF%9D%E8%82%B2/> ）



15 マイナポータル（オンライン申請）について

- マイナポータルについては、「ぴったりサービス」の

下記サイトよりご確認ください。

（ https://myna.go.jp/SCK1501_02_001/SCK1501_02_001_Init.form ）



16 認可外保育施設について

✿施設一覧（施設へ直接申込みください。）

※利用定員は、令和6年4月時点の人数です。

施設名	利用定員 (全体の定員)	住所	電話番号
大塚病院院内保育施設ひまわり ※従業員のみ利用が可能	9	氷上町絹山 532-3	78-9707
兵庫県立丹波医療センター院内保育所 ※従業員のみ利用が可能	20	氷上町石生 2002-7	88-5219
里山ようちえんふえっこ	15	山南町谷川 2787-1	71-1240
企業主導型保育施設 ベビーキンダーランド	企業枠・地域枠共に 9 (2～4歳児のみ)	氷上町市辺 313-1	80-2731

令和7年度の満年齢（クラス年齢）は、裏面表紙に記載しています。

14

《参考》支給認定（現況届）申請書兼利用申込書 記入例（裏面）

①保育を必要とする事由（2・3号認定のみ保護者の就労等により、保育の利用を希望する場合に記入ください）

保育を必要とする事由	父	☒ 就労	☐ 妊娠・出産	☐ 疾病・障がい	☐ 介護・看護	☐ 災害復旧
		☐ 求職活動	☐ 就学・職業訓練	☐ 虐待・DV	☐ 育休特例利用	
		☐ その他（ ）				
	母	☒ 就労	☐ 妊娠・出産	☐ 疾病・障がい	☐ 介護・看護	☐ 災害復旧
		☐ 求職活動	☐ 就学・職業訓練	☐ 虐待・DV	☐ 育休特例利用	
		☐ その他（ ）				

②児童の個別対応（保育士等の個別支援）に関する事項

アレルギー情報	☐ 無 ☒ 有 → ☒ 卵 ☐ 牛乳 ☐ 小麦 ☐ その他 () 除去対応 → ☐ 不要 ☒ 必要
アナフィラキシー の既往歴	☐ 無 ☒ 有 → ☒ 卵 ☐ 牛乳 ☐ その他 () エピペンの使用 → ☐ 不要 ☒ 必要
申請児童に 関する事項	☒ 特になし ☐ 有 発達・言葉・行動やしぐさについて、気になる事柄があれば具体的に記入ください。
特別支援保育 ※1の希望	☒ 無 ☐ 有 (特別な支援のための保育士等の配置を希望する場合、有に ☒ ください)

※1 特別支援保育とは、身体等に障がいがある、またはこれに準ずる児童への保育です。
別途申請書を提出いただく必要があります。また、必ずしも保育教諭が配置されるわけではありません。

③保育料の軽減対象について

ひとり親等世帯	☒ 無 ☐ 有 (☐ 離婚 ☐ 未婚 ☐ 死別 ☐ 離婚調停中 → 別途裁判所が発行する書類が必要) ☐ 単身赴任 → 丹波市から住民票を移していない場合、単身赴任であることが分かる書類が必要 (例) 賃貸借契約書や公共料金の請求書等	
世帯員の障害者手帳等の状況	☐ 無 ☒ 有 (氏名: 丹波 丸子) (児童との続柄: 祖母)	
生活保護受給状況	☒ 無 ☐ 有	

④祖父母の状況（丹波市外・県外の場合も必ずご記入ください。）

続柄		フリガナ	年齢 利用希望年度 4/1時点	住 所 (申請者と住所が異なる場合のみ記入)	勤労状況等
		氏 名 死別・離別等は氏名欄に記入			
父 方	祖父	死別	才		就労 ☒ 無 ☐ 有(1日) 時間勤務) 通院等 ☒ 無 ☐ 有
	祖母	タンバ マルコ 丹波 丸子	71 才		就労 ☒ 無 ☐ 有(1日) 時間勤務) 通院等 ☒ 無 ☐ 有
母 方	祖父	タンバ ヒフミ 丹波 一ニ三	65 才	丹波市××町〇〇123番地	就労 ☒ 無 ☐ 有(1日) 時間勤務) 通院等 ☒ 無 ☐ 有
	祖母	タンバ カズコ 丹波 和子	64 才	同上	就労 ☐ 無 ☐ 有(1日) 時間勤務) 通院等 ☐ 無 ☒ 有

⑤きょうだいに係る家庭内保育の状況について

入所を希望しない就学前の きょうだいの有無 ※母が「出産」の事由の場合、 出生する予定の子は含みません	☒ 無	☐ 有(氏名：) (児童との続柄：)
	☐ 【続柄： 】が保育する。 ☐ 【続柄： 】が職場に連れていく。 ☐ その他 ()	

⑥きょうだいの入所申込状況について（利用調整には影響しません）

他のきょうだいと同一施設に入所できない場合	☒ きょうだい 無	☐ 別々の園に入所を希望する	☐ 入所を取下げ
他のきょうだいが全ての希望施設に入れない場合	☒ きょうだい 無	☐ 別々の園に入所を希望する	☐ 入所を取下げ

※施設記入欄		※市記入欄			
施設名	不 要 (市・施設記入欄)	決定施設	認定区分 ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 標準 ☐ 短	入力	確認
入所契約 (内定)の有無 (※1号認定時)		☐ 無 ☐ 有 (R / /)	認定期間 ☐ H / ☐ R / ☐ R / ~ R /	利用期間 ☐ H / ☐ R / ☐ R / ~ R /	備考

※施設を経由して市に提出する場合のみ記入

《参考》就労証明書 記入例



就労証明書は国が作成した標準的様式を使用しています。（昨年度とは変更になっています）
各事業所（勤務先）にこの様式を提出の上、証明を受けてください。
また、様式は丹波市ホームページにも掲載しておりますので、そちらからダウンロードも可能です。

就労証明書									
丹波市長 宛		記入例 入所希望月の内容で記入ください。 チェック☑で記入してください。 生年月日や期間等は西暦で記入ください。 証明日 西暦 2024 年 10 月 21 日							
		事業所名 株式会社 ○○○○							
		代表者名 丹波 一平							
		所在地 兵庫県丹波市柏原町○○番地							
		電話番号 0123 — 45 — 6789							
		担当者名 永上 知子							
		記載者連絡先 0123 — 45 — 6789							
		「医療・福祉」にチェック☑された場合、 職種を「その他」に記載ください（事務員を除く）。 （例）保育教諭、看護師、介護福祉士 等							
No.	項目	記載欄							
1	業種	「雇用（予定）期間等」について【有期】の場合は、「備考欄」にて雇用期間終了後の更新有無について記入ください。 農業・採石業・砂利採取業 建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 卸売業・小売業 金融業・保険業 不動産業・物品賃貸業 宿泊業・飲食サービス業 生活関連サービス業・娯楽業 医療・福祉 教育・学習支援業 複合サービス事業 公務 その他（ <u>保育教諭</u> ）							
2	フリガナ	タンバ ハナコ							
	本人氏名	丹波 花子 生年月日 1986 年 5 月 3 日							
3	雇用(予定)期間等	☑ 無期 ☐ 有期 期間（無期の場合は雇用開始日のみ） 2021 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日							
4	本人就労先事業所	名称 株式会社 ○○ × × 支店 住所 丹波市永上町○○番地○ 雇用契約に基づく就労時間（休憩時間を含める）を記入してください。 就労時間外に拘束時間が生ずる場合には、「備考欄」にその旨を記入ください。							
5	雇用の形態	☑ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 単発・臨時雇用 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他（ ）							
6	就労時間（固定就労の場合）	月 火 水 木 金 土 日 祝日 ☑ ☑ ☑ ☑ ☑ ☐ ☐ ☐ 合計時間 月間 175 時間 0 分（うち休憩時間 1,200 分）							
	就労時間（変則就労の場合）	一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 8 時 0 分 ~ 17 時 15 分（うち休憩時間 分） 土曜 時 分 ~ 時 分（うち休憩時間 分） 日祝 時 分 合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 日数は有給休暇を含み、時間数は休憩・残業時間を含めて記入ください。 新規採用で実績がない場合は、今後の見込み日数・時間数をご記入ください。 育児休業や休業中等で直近の実績がない場合は、育児休業や休業前の時間数を記入ください。							
7	就労実績	※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む 年月 2024 年 9 月 年月 2024 年 8 月 年月 2024 年 7 月 20 日／月 180 時間／月 22 日／月 195 時間／月 20 日／月 182 時間／月							
8	産前・産後休業の取得	☐ 取得予定 ☑ 取得中 期間 2024 年 10 月 20 日 ~ 2025 年 1 月 21 日							
9	育児休業の取得	☑ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2025 年 1 月 22 日 ~ 2025 年 9 月 30 日							
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他（ ） 期間 年 月 日 ~ 年 月 日							
11	復職(予定)年月日	☑ 復職予定 ☐ 復職済み 2025 年 10 月 1 日							
12	育児のための短時間勤務制度利用有無	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2025 年 10 月 1 日 ~ 2026 年 9 月 30 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 8 時 30 分 ~ 16 時 0 分（うち休憩時間 60 分）							
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☑ 無							
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定							
15	入所内定時育休短縮可否	☑ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否							
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☑ 否							
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日							
18	備考欄	毎日15分程度の残業あり 勤務時間について書きにくい場合は備考欄で補記ください。							
19	保護者記載欄	以下は、保護者が記入してください。 児童名 丹波 一男 生年月日 2019 年 12 月 25 日 施設名 認定こども園○○○ ☑ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)							
		児童名 丹波 次男 生年月日 2021 年 8 月 1 日 施設名 認定こども園○○○ ☑ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)							
		児童名 年 月 日 施設名 年 月 日 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)							

《参考》保育を必要とする事由申立及び確認書 記入例

保育を必要とする事由申立及び確認書

申立者

氏名 丹波 花子
 児童との続柄 父・母・その他（ ）

■妊娠・出産の場合

令和 7 年 3 月 16 日（出産・出産予定）

※母子手帳表紙（父・母の氏名が記入されたページ）及び分娩予定日が記入されたページの写しを添付ください。

■疾病・負傷・障害のある場合

疾病名	〇〇病		
症状	〇〇するため、保育することが難しい。		
回復までの期間	令和 7 年 8 月 31 日頃まで	または	通年
利用している病院名	県立〇〇病院		
	(通院の場合) 週 月 3 回程度		
	(入院の場合) 月 日入院 ~ 月 日退院 (予定)		

※ 医師の診断書（様式指定）または障害者手帳等の写しを添付ください。

■介護・看護の場合

介護・看護の 対象者	住所	丹波市氷上町石生〇〇		
	氏名	〇〇 〇〇	児童との続柄	父の父
	別居で介護等を要する理由（なぜ、あなたが介護等をする必要があるのか、具体的に記入ください。） 一人暮らしであり、他に介護をする者がいないため。			
回復までの期間	年 月 日頃まで	または	通年	
介護・看護に 必要な日数、時間	週 月 5 日程度		1 日 5 時間程度	
症状及び常時介護 が必要な理由	介護等の内容について詳しく記入してください。 脳出血の後遺症により着替え・入浴・排泄その他常に援助が必要な状態であり 日々祖父宅に通って介護をしている。			
利用している病院名	県立〇〇病院			
	(入院の場合) 6 月 10 日入院 ~ 7 月 30 日退院 (予定)			

※ 医師の診断書、又は障害者手帳・介護保険被保険者証（要介護 1 以上）の写しを添付ください。

■災害復旧の場合

被災状況	〇月〇日の水害・火災・地震により、被害を受けた。
復旧見込み	令和 7 年 10 月頃 予定

※ 被災証明書を添付ください。

■就学の場合

学校名・講座名	〇〇看護専門学校		
受講期間	令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日まで (予定)		
平均授業（訓練）時間	週 月 5 日程度	1 日 7 時間程度	

※ 在学証明書を添付ください。

支給認定の有効期間、保育必要量の認定のため、必ず記入ください。

記入例

入所（希望）施設名	児童名
認定こども園〇〇〇	丹波 一男
認定こども園〇〇〇	丹波 次男
	H (R) 2.8.1

施設名・入所（入園）希望児童氏名等を全員分記入ください。

疾病等で、回復までの期間が判明している場合はその期間を記入ください。（診断書の添付が必

は、介護・看護の要件は認められません。診断書・手帳等（介護保険被保険者証の場合は要介護 1 以上）の添付がない場合は、介護・看護の要件は認められません。

長期入院の看護の場合、入院に〇をつけ、入院予定期間を記入ください。

【令和7年度 満年齢（クラス年齢）】

年齢	生年月日
5歳児	平成31（2019）年4月2日～令和2（2020）年4月1日
4歳児	令和2（2020）年4月2日～令和3（2021）年4月1日
3歳児	令和3（2021）年4月2日～令和4（2022）年4月1日
2歳児	令和4（2022）年4月2日～令和5（2023）年4月1日
1歳児	令和5（2023）年4月2日～令和6（2024）年4月1日
0歳児	令和6（2024）年4月2日～令和7（2025）年4月1日
	令和7（2025）年4月2日～令和8（2026）年4月1日

【保育を必要とする事由を証明する書類について】

■ 就労の場合

【全 員】	【該当者のみ】 ・「就労証明書」の証明が親族である方 ・ 自営業、内職、農業等の方 ★「親族」とは、配偶者、父母、祖父母、配偶者の父母・祖父母
「就労証明書」	「就労証明書」に加え、下記の書類を提出してください。 いずれも氏名が記載されたものに限りです。 【経営者の場合】 ① 就労状況申告書（就労証明書裏面） ② 「営業許可書」「開業届」「登記事項証明書」「確定申告書」「源泉徴収票」「給与明細書（直近1か月分）」等の写しをいずれか1点 【経営者以外の場合】 ① 就労状況申告書（就労証明書裏面） ② 「確定申告書」「源泉徴収票」「給与明細書（直近1か月分）」等の写しをいずれか1点 【内職の場合】 ① 就労状況申告書（就労証明書裏面） ② 「1か月分の収入が分かる工賃支払明細書等（直近3か月以内）」の写し

【問合せ先】

丹波市健康福祉部 子育て支援課
〒669-3464
丹波市氷上町石生 2059 番地 5
丹波市健康センターミルネ3階
（TEL）0795-88-5083



※掲載内容は令和6年8月現在の情報です。
内容が一部変更になる場合があります。